

居宅介護支援重要事項説明書

さっぽろ高齢者福祉生活協同組合
福祉生協 イリスケアプランセンター

指定居宅介護支援重要事項説明書

利用をご希望される皆様が、安心してサービスを利用いただけますよう、当事業者の概要、サービスの内容及び契約上の留意事項などについて、以下のとおりご説明いたします。

1. 事業者概要

法人名	さっぽろ高齢者福祉生活協同組合
主たる事務所の所在地	札幌市東区北5条東8丁目4番1号
代表者名	小松 徹人
事業者の名称	さっぽろ高齢者福祉生活協同組合 福祉生協 イリスケアプランセンター
事業所の種類	居宅介護支援
事業所番号	0170508121（札介保(指)第11285号）
所在地	札幌市東区北5条東8丁目4番1号
電話番号/FAX番号	011-299-5770 / 011-299-5881
開設年月日	平成24年11月1日
管理者の氏名	本田 恵美
通常の事業の実施地域	札幌市白石区・札幌市東区

2. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	利用者が、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、総合的かつ効率的にサービスの提供を行ないます。
運営の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、十分な情報提供と説明を行うとともに、公正な援助を行います。 ・ 関係市町村、地域の保健・医療及び福祉サービスと綿密に連携し、総合的なサービスの提供に努めます。 ・ 職務上知り得た情報は、正当な理由なく第三者に提供しません。

3. 職員の勤務体制

職種	資格	常勤	非常勤	計	備考
管理者	主任介護支援専門員	1		1	従業者及び業務の一元的な管理
介護支援専門員	介護支援専門員	3以上		3以上	居宅介護支援の提供

4. 営業日・営業時間

営業日	月～金曜日（ただし12/29～1/3は除く）
営業時間	9:00～18:00
営業時間外 緊急連絡先	080-4835-8397

5. 居宅介護支援サービスの概要

契約の締結	お電話でお申し込みください。当事業者においての居宅サービス計画作成についてご了解いただけましたら、契約書を取り交わします。
居宅サービス計画の作成	<p>利用者の方やご家族よりお話を伺い、解決すべき課題を明らかにします。</p> <p>居宅サービス計画の作成にあたっては、利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることが可能であること、前6月間に事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い(別紙-1)、理解を得ることを踏まえ、必要があれば関わっている居宅サービス担当者等にもお聞きし、できるだけ正しい情報収集に努めます。課題を解決するための居宅サービス計画の原案を作成、原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であることに基づき、利用者及びご家族に説明し、利用者から文書により同意を得ます。</p> <p>また、必要に応じて、多様な主体等により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービス(介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等)が包括的に提供されるような居宅サービス計画又は介護予防サービス計画を作成します。</p>
サービス担当者会議の開催等	居宅サービス計画原案に位置付けた担当者等を招集し、サービス担当者会議(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)を開催し、指定居宅サービス事業者等の事業者間の連絡を図ります。
経過観察・連絡調整と再評価	利用者の方やご家族と毎月連絡を取り、利用者の状態やサービスの利用状況について把握します。同時にサービス事業者より実施状況を把握し、必要な連絡調整を行いません。状態の変化や利用者の希望に応じて、居宅サービス計画の変更や要介護認定の再申請のお手伝いをいたします。
施設入所への支援	利用者が介護保険施設の利用を希望したときは、施設の紹介をする等のお手伝いをいたします。
医療と介護の連携の強化	利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう説明します。
居宅サービス計画の変更	利用者が居宅サービス等計画の変更を希望した場合や、当事業者がその必要性を判断したときは、ご了解を受けた後、居宅サービス等計画を変更いたします。
給付管理	居宅サービス事業者より実施状況を把握し、それに基づいて毎月給付管理票を作成した後、北海道国民健康保険団体連合会へ提出いたします。

6. 利用料

利用料	原則自己負担はありません。 ただし保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、介護度に応じた居宅介護費の実費をお支払いいただきます。
交通費	通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。 それ以外の地域の方は、サービス提供地域を越える地点から自宅までの距離において、1kmごとに50円徴収します。

7. 緊急時・事故発生時の対応について

- (1) サービスを行っている時に、利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行うなどの必要な措置を講じます。
- (2) サービス提供中に事故が発生した場合には、利用者に対し応急処置・医療機関への連絡・搬送等の措置を講じ、速やかに市町村・利用者の家族等に連絡を行います。
- (3) 事故の状況及び対応の内容について記録します。
- (4) 事業者の責めに帰すべき事故については、速やかに損害賠償を行います。
- (5) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

8. 苦情等に対する体制と手順

- (1) サービス等に関する苦情等に対する窓口は、以下のとおりです。

苦情の窓口	担当職員： 本田 恵美 電話番号： 011-299-5770
-------	-----------------------------------

- (2) 苦情処理の体制及び手順について

- ① 関係する職員、サービス事業所から情報を収集する等適切に状況を把握し、誠実に対応します。
- ② 苦情の内容及び対応の経過等を記録し、再発防止に役立てるようにします。

- (3) その他公的機関においても、苦情申し出等ができます。

国民健康保険団体連合会	中央区南2条西14丁目 国保会館 電話番号：011-231-5161
札幌市白石区役所 保健福祉課	白石区本郷通3丁目北1-1 電話番号：011-861-2400
札幌市東区役所 保健福祉課	東区北11条東7丁目1-1 電話番号：011-741-2400

9. 個人情報の取り扱いについて

- (1) 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、当生協が定める個人情報保護規則等を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。
- (2) 事業者が得た利用者及びその家族の個人情報についての利用目的を以下のとおりとし、利用目的の範囲で利用できるものとします。なお外部への情報提供については、利用者及びその家族の了解を得るものとします。

- ①事業者が利用者にサービスを提供する上で関係する行政及び医療機関、他の介護保険サービス事業者との連携、情報提供のため
 - ②介護保険事務に関わる行政への情報提供
 - ③事業者の管理運営業務のうち会計・経理業務に関わること
 - ④サービス担当者会議
 - ⑤ご家族または後見人、補佐、補助人もしくは利用者の指定する方への情報提供
 - ⑥賠償責任に対して行う保険会社、弁護士等への各種手続き、相談等
 - ⑦介護保険法及びその他関係法令に基づき、行政に報告等を行う場合
- (3)各種会議等について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、ICTの活用をする際には、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にするとともに、利用者及びその家族の了解を得るものとする。
- (4)不正手段による個人情報の取得は行いません。
- (5)利用者の求めに応じて、第三者への提供を停止します。
- (6)従業者等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
- (7)従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とし、個人情報の守秘義務を厳守するものとしします。

10. CHASE・VISIT 情報の収集・活用とPDCA サイクルの推進

介護サービスの質の評価と科学的介護の取組を推進し、介護サービスの質の向上を図る観点から、事業を提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めます。また、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めます。

11. 虐待の防止のための措置に関する事項

虐待の発生又はその再発を防止するため、組織内の体制(責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等)や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対処方法を指す内容であることを踏まえ、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1)当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2)当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- (3)当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する
- (4)上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

12. ハラスメント対策の強化

介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえ、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

13. 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当生協の当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

14. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

15. 身体的拘束等の適正化の推進

事業所は、身体的拘束等の適正化の推進を図るため、以下の点について留意する。

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。
- (2) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始に際し、利用者に対して本書面、並びに、別紙-1に基づいて重要な事項を説明しました。

重要事項説明書 説明者 _____ 印

私は、本書面、並びに、別紙-1により、事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受けました。

(利用者) 住所 _____

氏名 _____ 印

(署名代行者) 住所 _____

氏名 _____ 印

利用者との続柄 _____

(利用者の家族) 住所 _____

氏名 _____ 印